

平成 24 年度障害者総合福祉推進事業（2 次）
指定課題個票

指定課題 8	<p>重度障害者等包括支援に関する実態把握と課題整理に関する調査について</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>新たな「障害者総合支援法」では、「ケアホームのグループホームへの一元化」が盛り込まれており、今後、グループホームにおける介護の提供体制を構築していく必要がある。一方で、重度障害者等の支援に当たっては、途切れない包括的な支援が必要とされているところであり、現行の事業体系の一つである重度障害者等包括支援の活用を図ることも期待される。</p> <p>重度障害者等包括支援事業がこれまで十分に活用されてきていない理由としては、過去の調査によれば、「個別サービスの組み合わせが自由にできるとはいえ、他事業所に委託する場合の調整が大変である。」、「たんの吸引等に対応できる事業所がそもそも少ない。」、「居住系サービスと訪問系サービスの組み合わせができない。」等が挙げられていたが、平成 24 年 4 月から介護職員等による喀痰吸引等が制度化され、ケアホームと訪問系サービスの併用が経過措置として重度障害者に認められる等の状況変化も存在することから、既存の重度障害者等包括支援事業者や利用者への聞き取り調査等を実施し、実態を把握するとともに現在の課題を整理する必要がある。</p> <p>また、自由な事業の組み合わせが可能な重度障害者等包括支援事業ではあるが、どのような利用者像にどのような事業の組み合わせが適しているのか等については必ずしも明らかにされていない。例えば、喀痰吸引等を必要とする重度障害者等に対する居住支援と介護支援の組み合わせについて試行的に実施し、支援の効果（財政的効果を含む）を検証することなども期待される。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>現在、重度障害者等包括支援を利用している利用者や、重度障害者等包括支援事業を現に行っている事業者に対して聞き取り等の手法を用いて実態を把握する。</p> <p>例えば、ケアホーム利用者が重度訪問介護を受けながら地域生活を送るという事例があるが、これを重度障害者等包括支援のモデル事業として実施し、効率的な職員配置や、夜間支援の方法論、収支の計算、利用者への聞き取り調査等を実施し、事業として成立するかどうか検討する。「効率的な職員配置」について検討する際には、支援対象者が複数名いることやケアホームに世話人・生活支援員が配置されていることによって、障害の程度が同程度の在宅者と比べて重度訪問介護の支援時間・業務がどの程度縮減・効率化できるかなども定量的に検証する。なお、検討委員会は、事業者、利用者、学識経験者、行政等の関係者により構成すること。</p>
求める成果物	<p>本調査の成果物については、以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への聞き取り ・利用者への聞き取り ・重度障害者等包括支援対象者へのニーズ調査等（全国から人口規模別に 10 カ所程度の地域を抽出し調査。） <p>(2) 重度障害者等包括支援（ケアホーム居住者への外部ヘルパー利用等）のモデル事業実施報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態像 ・支援の組み合わせモデル ・効率的な職員配置 ・夜間支援の方法論 ・収支の計算 ・モデル事業参加利用者への聞き取り調査等
担当課室/担当者	<p>障害福祉課/身体障害福祉担当専門官(内線3008)</p>

指定課題 3 2	障害者の文化芸術活動の支援に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者基本法においては、「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動を行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」とされている。</p> <p>また、障害者総合支援法では、基本理念において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、社会参加の機会が確保されることや地域社会において他の人々と共生することが妨げられないこと」が盛り込まれたところである。</p> <p>障害者の文化芸術活動に対する支援については、社会参加の機会を確保するとともに、共生社会の実現にも資するものであるが、障害者の文化芸術活動に対する場の提供方法、支援方法、効果については十分に議論されてきていない。</p> <p>そこで、障害者が文化芸術活動をする際に必要な場の提供方法、障害福祉サービス事業所等での支援方法、文化芸術活動を行うことによる障害者への理解促進などの効果を提言としてとりまとめ、今後の障害者の文化芸術活動の支援方策の検討に寄与する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害者の文化芸術活動の取組について、文化芸術活動の場の提供方法、障害福祉サービス事業所等での支援方法、障害者の生活の質の向上やエンパワメント（力付け）等の結びつきを提言する。その際、必要に応じて、アンケート調査や聞き取り等による実態調査も行うこととする。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の対象地域は、全国に限定せず、ブロック、都道府県域等でも良い。 ・調査の対象活動は、特定のテーマに特化した場合でも構わないが、事業目的を踏まえ、他の同種分野や応用可能性まで踏み込んだものであること。 ・単に、障害者の文化芸術活動を調査するだけでなく、その事例を基に、障害福祉サービス等の体系（地域活動支援センター、生活介護事業所等）の中で、障害者の文化芸術活動に対する支援をどのように位置付けていくべきかを提言すること。
求める成果物	<p>調査に基づき、報告書を作成するに当たっては、次のことを明らかにすること。</p> <p>①障害者の文化芸術活動の取組状況、②障害福祉サービス事業所等の文化芸術活動の実施状況・実施率、③文化芸術活動がもたらす効果、④文化芸術機関との連携状況、⑤効果的な取組事例や先駆的な取組事例の紹介 等</p>
担当課室/担当者	自立支援振興室/社会参加支援係(内線 3073)

指定課題 3 3	障害者のスポーツ活動の支援に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者基本法においては、「国及び地方公共団体は、障害者が円滑にスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、スポーツに関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」とされている。</p> <p>また、昨年制定された「スポーツ基本法」では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされたところであるとともに、「障害者総合支援法」では、基本理念において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、社会参加の機会が確保されることや地域社会において他の人々と共生することが妨げられないこと」が盛り込まれたところである。</p> <p>障害の有無にかかわらずスポーツに参加することは、社会参加の機会を確保するとともに、共生社会の実現にも資するものであるが、これまで、十分に障害者の日常的なスポーツの取組状況、スポーツ活動の場の提供方法、障害者スポーツ指導員の活用方法など効果的な支援については十分に議論されてきていない。</p> <p>そこで、障害者がスポーツに参加する際の環境整備を図るための具体的な手法、障害者スポーツに取り組むことの効果等について提言をとりまとめ、今後、障害者のスポーツ活動の支援方策の検討に寄与する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害者のスポーツ活動の取組について、スポーツ活動の場の提供方法、障害福祉サービス事業所等での支援方法、障害者の生活の質の向上やエンパワメント（力付け）等の結びつきを提言する。その際、必要に応じて、アンケート調査や聞き取り等による実態調査も行うこととする。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の対象地域は、全国に限定せず、ブロック、都道府県域等でも良い。 ・調査の対象活動は、特定のテーマに特化した場合でも構わないが、事業目的を踏まえ、他の同種分野や応用可能性まで踏み込んだものであること。 ・単に、障害者のスポーツ活動を調査するだけでなく、その事例を基に、障害福祉サービス等の体系の中で、障害者のスポーツ活動の支援をどのように位置付けていくべきかを提言すること。
求める成果物	<p>調査に基づき、報告書を作成するに当たっては、次のことを明らかにすること。</p> <p>①障害者の日常的なスポーツ活動の取組状況、②障害福祉サービス事業所等の障害者スポーツの取組状況、③障害者のスポーツ大会への参加状況、④スポーツ活動がもたらす効果、⑤各都道府県・指定都市障害者スポーツ協会及びスポーツ指導者協議会、PT協会、OT協会、教育委員会、障害者スポーツ競技団体等との連携状況、⑥総合型地域スポーツクラブ等との連携状況・活用状況、⑦障害者スポーツ指導員の活用方法・活用事例等、⑧効果的な取組事例や先駆的な取組事例の紹介 等</p>
担当課室/担当者	自立支援振興室/社会参加支援係(内線 3073)

指定課題34	精神障害者のアドボケイトを担う人材及び精神障害者における成年後見制度のあり方について
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成24年6月20日に成立した「障害者総合支援法」附帯決議では、「精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと」とされている。また、平成24年6月28日にとりまとめられた「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の入院制度に関する議論でも、代弁者の重要性について指摘されている。</p> <p>精神障害者が日常生活の中で、自分の意思をうまく伝えられず、不便を感じる時、専門の事業者でなくとも、代わりに本人の意思を伝える役割を果たすような人材が必要である。また、特に入院する必要が生じた際、本人を代弁する立場で家族関係や入院に至る背景などを説明し、行政職員や病院管理者、福祉事業者等との調整を行う人材がいれば、より適切に入院を行う（あるいは行わない）ことができ、入院後の地域生活への復帰も円滑に進むと考えられる。</p> <p>また、「障害者総合支援法」の成立に伴う「知的障害者福祉法」の改正では、知的障害者について市民後見人等の活用の推進が盛り込まれ、附帯決議では「障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方の検討」をすることとされている。</p> <p>しかしながら、精神障害者については、後見制度が制度化されておらず、後見制度の利用が望ましい場合も、制度が十分には利用されていないと考えられる。</p> <p>本指定課題は、精神障害者のアドボケイト（人権擁護）を担う人材のあり方について、調査・研究を行うとともに、精神障害者について成年後見制度を活用している先事例の調査により、精神障害者における成年後見制度の活用可能性について実態を把握する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【精神障害者のアドボケイトについて】</p> <p>(1)実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する、あるいは入院する精神障害者の意思を代弁している主体（例えばピアサポーターなどであり、必ずしも権利擁護団体等に限られない。）に対し、①誰が、②どのような精神障害者に対し、③どのような行為（入院であれば、医師や行政職員等に対する状況説明、退院請求、地域移行支援事業者との調整、その他本人の要望を踏まえた行動）について意思を代弁しているか、④その頻度と成果（不要な入院を避けることができた等）、⑤本人の意思を代弁するに当たり困難に感じていること等について、実態調査を行う。 <p>(2)上記のような活動を行うことのできる主体についての考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の事例を参考に、精神障害者のため、本人の意向を踏まえ、活動することのできる主体として、どのような主体が考えられるかについて、特に入院中の場合を含め、考察を行う。 <p>【精神障害者における成年後見制度のあり方について】</p> <p>(1)実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を利用している精神障害者及びその家族、さらに成年後見制度を活用していない精神障害者及びその家族から、①当該精神障害者等の状況（利用者の年齢、利用者の世帯の所得区分、利用している場合に精神障害の種類、後見・保佐・補助の別等）、②成年後見制度活用の契機あるいは利用しない理由、③現行の成年後見以外の支援制度（日常生活自立支援事業等）の活用の有無、④成年後見に求めている役割（身上監護、財産管理の別等）、⑤成年後見等を活用しての満足度、⑥成年後見制度について不満な点等について実態調査を行う。 <p>(2)精神障害者における成年後見制度の更なる利用に関する考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の事例を参考に、①精神障害者が成年後見制度を活用するに当たって必要な支援のあり方、②精神障害者の成年後見制度の活用を支える人材育成のあり方等について考察を行う。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・考察に当たっては、それぞれについて10事例以上ずつ行い、有識者、現場関係者、精神障害者及び家族等で構成する検討委員会を設置し、定期的に事業の成果について評価や助言を行う。 ・精神保健福祉法の見直しの議論に資するものであること。
担当課室/担当者	精神・障害保健課/企画法令係(内線3055)